

令和7年度答申第67号
令和7年12月17日

諮詢番号 令和7年度諮詢第113号、第114号、第115号及び第116号
(いずれも令和7年11月7日諮詢)

審査庁 法務大臣

事件名 行政文書の開示実施手数料に係る減免申請拒否処分に関する件4件

答申書

審査請求人Xからの各審査請求に関する上記審査庁の各諮詢に対し、次のとおり答申する。

結論

本件各審査請求は棄却すべきであるとの各諮詢に係る審査庁の判断は、妥当である。

理由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、A矯正管区長（令和7年4月1日に「B矯正管区長」と名称変更された。以下「処分序1」という。）及びC矯正管区長（同日に「D矯正管区長」と名称変更された。以下「処分序2」といい、「処分序1」と併せて「各処分序」という。）に対し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成12年政令第41号。以下「情報公開法施行令」という。）14条2項の規定に基づき、開示請求5件に対する各開示決定に係る行政文書について、開示の実施に係る手数料（以下「開示実施手数料」という。）の減額又は免除の各申請（以下「本件各減免申請」という。）をしたところ、各処分序が、審査請求人は開示実施手数料を納付する資力がないとは認められないなどとして、減額又は免除をしないとの各決定（以下「本件各減免申請拒否処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれらを不服として各審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

(1) 行政文書の開示請求

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）3条は、何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長に対し、当該行政機関の保有する行政文書の開示を請求することができる旨規定する。また、情報公開法4条1項は、情報公開法3条の規定による開示の請求は、行政文書の名称などを記載した書面を行政機関の長に提出してしなければならない旨規定する。

(2) 行政文書の開示決定

情報公開法9条1項は、行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならないと規定する。これを受け、情報公開法施行令6条1項は、情報公開法9条1項の政令で定める事項は、開示決定に係る行政文書について求めることができる開示の実施の方法（1号）、開示の実施の方法ごとの開示実施手数料の額（2号）などとする旨規定している。

(3) 手数料

情報公開法16条1項は、開示請求をする者又は行政文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、それぞれ、実費の範囲内において政令で定める額の開示請求に係る手数料（以下「開示請求手数料」という。）又は開示実施手数料を納めなければならないと規定する。これを受け、情報公開法施行令13条1項は、1号において開示請求手数料の額を、2号において開示実施手数料の額を定めている。

情報公開法16条3項は、行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、同条1項の手数料を減額し、又は免除することができると規定する。これを受け、情報公開法施行令14条1項は、行政機関の長（情報公開法17条の規定により委任を受けた職員があるときは、当該職員。以下情報公開法施行令14条において同じ。）は、行政文書の開示を受ける者が経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認めるときは、開示請求1件につき2,000円を限度として、開示実施手数料を減額し、又は免除することができると規定する。

そして、情報公開法施行令14条2項は、同条1項の規定による開示実

施手数料の減額又は免除を受けようとする者は、開示決定をした行政機関の長に対してその求める行政文書の開示の実施の方法等の申出を行う際に、併せて当該減額又は免除を求める額及びその理由を記載した申請書を提出しなければならない旨規定し、同条3項は、同条2項の申請書には、申請人が生活保護法（昭和25年法律第144号）11条1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付しなければならないと規定する。

(4) 権限又は事務の委任

情報公開法17条は、行政機関の長は、政令で定めるところにより、第2章（3条から16条まで）に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができる旨規定する。これを受け、情報公開法施行令15条1項（本件各減免申請拒否処分のうち、令和5年7月10日付け及び同年8月8日付けのものについては令和5年政令第261号による改正前のものが適用され、同年9月6日付け、同年12月20日付け及び令和6年6月4日付けのものについては令和7年政令第226号による改正前のものが適用される。）は、行政機関の長は、情報公開法17条の規定により、国家行政組織法（昭和23年法律第120号）9条の地方支分部局の長に情報公開法第2章に定める権限又は事務のうちその所掌に係るものと委任することができる旨規定する。そして、平成14年8月8日付け法務省秘公訓第711号大臣訓令「法務省の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務の委任に関する訓令」は、「矯正管区長」に、法務大臣の所掌に係る情報公開法第2章に定める権限又は事務のうち、矯正管区及びその庁の管轄区域内に所在する刑務所、少年刑務所、拘置所等の所掌に係るものと委任すると定めている。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件事案の経緯は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、平成24年6月29日からE刑務所に収容されている者である。

(領置金基帳)

(2) 令和5年7月10日付け文書番号a関係

ア 審査請求人は、令和5年3月8日付けで、処分序1に対し、情報公開法4条1項の規定に基づき、行政文書の開示請求をした。

(行政文書開示請求書)

イ 処分庁1は、令和5年5月22日付けで、審査請求人に対し、上記開示請求に係る行政文書の一部を開示する決定をし、開示実施手数料として1,880円（複写機によりカラー及び白黒で複写したものの交付を希望する場合。以下「本件開示実施手数料1」という。）を納付するよう通知した。

(行政文書開示決定通知書（文書番号b）)

ウ 審査請求人は、令和5年5月25日付けで、処分庁1に対し、上記開示決定に係る行政文書の開示の実施の方法等の申出をする際に、併せて同日付けの申請書をもって、刑事施設内におり無職であり収入がなく、厚生労働省から国民年金保険料の全額免除を受けていて、手数料を納付する資力がないためとして、情報公開法施行令14条2項の規定に基づき、本件開示実施手数料1の免除を求める申請（以下「本件減免申請1」という。）をし、日本年金機構発行の令和4年度の「ねんきん定期便」（令和3年10月から令和4年10月までにおける国民年金保険料が全額免除されていることを示すもの。以下「ねんきん定期便」という。）を疎明資料として提出した。

(行政文書の開示の実施方法等申出書、開示実施手数料の減額（免除）申請書、ねんきん定期便)

エ 処分庁1は、令和5年6月5日付け事務連絡及び同月16日付け求補正書で、審査請求人に対し、本件減免申請1について、開示実施手数料を納付することが経済的に困難であることを証明する書面を提出する必要があるところ、刑事施設に収容されている者については、領置金及び作業報奨金等の残高を刑事施設の長が証明した書面（以下「領置金等残高証明書」という。）を提出する必要があるとして、申請時点における審査請求人の領置金等残高証明書を提出するよう補正を求めた。

(「事務連絡」と題する書面、「開示実施手数料の減額又は免除の申請について（求補正）」と題する書面)

オ 審査請求人は、上記求補正に対して、令和5年6月10日付け及び同月23日付けで回答し、「確認書の記入について」と題する書面（住民税非課税世帯等への緊急支援給付金申請用紙の本人控え（記入例）。以下ねんきん定期便と併せて「ねんきん定期便等」という。）を追加提出したが、領置金等残高証明書は個人情報であり、その提出を求めること

は裁量権を超えていたなどとして、上記エに係る求補正には応じなかつた。

(回答書（令和5年6月10日付け）、回答書（同月23日付け）、「確認書の記入について」と題する書面)

カ 本件減免申請1について、処分序1は、令和5年7月10日付で、審査請求人に対し、「開示実施手数料を納付する資力がないとは認められないため」との理由を付して、免除をしないとの決定（文書番号a。以下「本件減免申請拒否処分1」という。）をした。

（「開示実施手数料の免除について（通知）」と題する書面）

(3) 令和5年8月8日付け文書番号c関係

ア 審査請求人は、令和5年3月26日付で、処分序1に対し、情報公開法4条1項の規定に基づき、行政文書の開示請求をした。

（行政文書開示請求書）

イ 処分序1は、令和5年6月22日付で、審査請求人に対し、上記開示請求に係る行政文書の一部を開示する決定をし、開示実施手数料として3,670円（複写機によりカラー及び白黒で複写したものの交付を希望する場合。以下「本件開示実施手数料2」という。）を納付するよう通知した。

（行政文書開示決定通知書（文書番号d））

ウ 審査請求人は、令和5年6月24日付で、処分序1に対し、上記開示決定に係る行政文書の開示の実施の方法等の申出をする際に、併せて同日付けの申請書をもって、国民年金保険料の全額免除を受けているため、また、低所得者に対する緊急支援給付金の条件を満たすと認められるほど資力がないためとして、情報公開法施行令14条2項の規定に基づき、本件開示実施手数料2の免除を求める申請（以下「本件減免申請2」という。）をし、ねんきん定期便等を疎明資料として提出した。

（行政文書の開示の実施方法等申出書、開示実施手数料の減額（免除）申請書、ねんきん定期便等）

エ 処分序1は、令和5年6月29日付け求補正書で、審査請求人に対し、本件減免申請2について、開示実施手数料を納付することが経済的に困難であることを証明する書面を提出する必要があるところ、刑事施設に収容されている者については、領置金等残高証明書を提出する必要があるとして、申請時点における審査請求人の領置金等残高証明書を提出す

るよう補正を求めた。

(「開示実施手数料の減額又は免除の申請について（求補正）」と題する書面)

オ 審査請求人は、上記求補正に対して、令和5年7月22日付けで回答し、領置金等残高証明書を提出する件については、F地方裁判所に提訴するため、裁判の結果が出るまでは領置金残高証明書を提出するとして、領置金の残高が同月20日時点で「33,517円」である旨のE刑務所長作成の領置金残高証明書（以下「本件領置金残高証明書1」という。）を提出した。

（回答書（令和5年7月22日付け）、本件領置金残高証明書1）

カ 本件減免申請2について、処分序1は、令和5年8月8日付けで、審査請求人に対し、「開示実施手数料を納付する資力がないとは認められないため」との理由を付して、免除をしないとの決定（文書番号c。以下「本件減免申請拒否処分2」という。）をした。

(「開示実施手数料の免除について（通知）」と題する書面)

(4) 令和5年9月6日付け文書番号e関係

ア 審査請求人は、令和5年6月26日付けで、処分序2に対し、情報公開法4条1項の規定に基づき、行政文書の開示請求をした。

（行政文書開示請求書）

イ 処分序2は、令和5年7月25日付けで、審査請求人に対し、上記開示請求に係る行政文書の一部を開示する決定をし、開示実施手数料として2,160円（複写機により白黒で複写したものの交付を希望する場合。以下「本件開示実施手数料3」という。）を納付するよう通知した。

（行政文書開示決定通知書（文書番号f））

ウ 審査請求人は、令和5年7月28日付けの申請書をもって、処分序2に対し、刑務所におり収入がないため、作業報奨金での開示実施手数料の支払は認められていないため、国民年金保険料の全額免除を受けていて資力がないため、また、低所得者に対する緊急支援給付金の対象となっているためとして、情報公開法施行令14条2項の規定に基づき、本件開示実施手数料3の免除を求める申請（以下「本件減免申請3」という。）をし、ねんきん定期便等を疎明資料として提出した。

（開示実施手数料の減額（免除）申請書、ねんきん定期便等）

エ 処分序2は、令和5年8月8日付け求補正書で、審査請求人に対し、

本件減免申請3について、刑事施設に収容されている者については、領置金等残高証明書を提出する必要があるとして、開示決定通知日以降における審査請求人の領置金等残高証明書を提出するよう補正を求めた。

(「開示実施手数料の減額（免除）の申請書について（受付第4号・求補正第1号）」と題する書面)

オ 審査請求人は、上記求補正に対して、令和5年8月31日付けで、領置金等残高証明書は個人情報であり、その提出を求めるることは裁量権を超えており、領置金は今後の支出で約800円になるなどと記載した告発状を提出し、併せて、領置金の残高が同月30日時点で「6,534円」である旨のE刑務所長作成の領置金残高証明書（以下「本件領置金残高証明書2」という。）を提出した。

（告発状（令和5年8月31日付け）、本件領置金残高証明書2）

カ 本件減免申請3について、処分庁2は、令和5年9月6日付けで、審査請求人に対し、「開示実施手数料を納付する資力がないとは認められないため」との理由を付して、免除をしないとの決定（文書番号e。以下「本件減免申請拒否処分3」という。）をした。

(「開示実施手数料の免除について（通知）」と題する書面)

（5）令和5年12月20日付け文書番号g関係

ア 審査請求人は、令和5年6月4日付けで、処分庁1に対し、情報公開法4条1項の規定に基づき、行政文書の開示請求をした。

（行政文書開示請求書）

イ 処分庁1は、令和5年8月28日付けで、審査請求人に対し、上記開示請求に係る行政文書の一部を開示する決定をし、開示実施手数料として2,500円（複写機により複写したものの交付を希望する場合。以下「本件開示実施手数料4」という。）を納付するよう通知した。

（行政文書開示決定通知書（文書番号h））

ウ 審査請求人は、令和5年9月1日付けで、処分庁1に対し、上記開示決定に係る行政文書の開示の実施の方法等の申出をする際に、併せて同日付けの申請書をもって、刑務所に収容されており収入がないため、国民年金保険料の全額免除を受けているため、他の省庁では領置金等残高証明書を提出しなくても免除を受け付けてくれるためなどとして、情報公開法施行令14条2項の規定に基づき、本件開示実施手数料4の2,500円のうち2,000円の減額を求める申請（以下「本件減免申請

4」という。)をした。

(行政文書の開示の実施方法等申出書、開示実施手数料の減額（免除）申請書)

エ 処分庁1は、令和5年9月7日付け求補正書で、審査請求人に対し、本件減免申請4について、開示実施手数料を納付することが経済的に困難であることを証明する書面を提出する必要があるところ、刑事施設に収容されている者については、領置金等残高証明書を提出する必要があるとして、申請時点における審査請求人の領置金等残高証明書を提出するよう補正を求めた。

(「開示実施手数料の減額又は免除の申請について（求補正）」と題する書面)

オ 本件減免申請4について、上記求補正書に関して、期限（令和5年10月10日）までに何ら補正されなかったことから、処分庁1は、令和5年12月20日付けで、審査請求人に対し、「開示実施手数料を納付する資力がないことを証明する書面の提出がなされなかつたため」との理由を付して、減額をしないとの決定（文書番号g。以下「本件減免申請拒否処分4」という。)をした。

(「開示実施手数料の免除について（通知）」と題する書面)

(6) 令和6年6月4日付け文書番号i関係

ア 審査請求人は、令和6年3月3日付けで、処分庁1に対し、情報公開法4条1項の規定に基づき、行政文書の開示請求をした。

(行政文書開示請求書)

イ 処分庁1は、令和6年4月12日付けで、審査請求人に対し、上記開示請求に係る行政文書の一部を開示する決定をし、開示実施手数料として4,550円（複写機により複写したものの交付を希望する場合。以下「本件開示実施手数料5」といい、本件開示実施手数料1から5までを併せて「各開示実施手数料」という。)を納付するよう通知した。

(行政文書開示決定通知書（文書番号j）)

ウ 審査請求人は、令和6年5月7日付けで、処分庁1に対し、上記開示決定に係る行政文書の開示の実施の方法等の申出をし、同月11日付けの申請書をもって、国民年金保険料の全額免除を受けており、所持金も少ないためとして、情報公開法施行令14条2項の規定に基づき、本件開示実施手数料5の4,550円のうち2,000円の減額を求める申

請（以下「本件減免申請5」という。）をし、領置金の残高が同月1日時点での「5,297円」である旨のE刑務所長作成の領置金残高証明書（以下「本件領置金残高証明書3」という。）を疎明資料として提出した。

（行政文書の開示の実施方法等申出書、開示実施手数料の減額（免除）申請書、本件領置金残高証明書3）

エ 本件減免申請5について、処分庁1は、令和6年6月4日付けで、審査請求人に対し、「開示実施手数料を納付する資力がないとは認められないため」との理由を付して、減額をしないとの決定（文書番号i。以下「本件減免申請拒否処分5」という。）をした。

（「開示実施手数料の減額について（通知）」と題する書面）

（7）審査請求人は、法務大臣（以下「審査庁」という。）に対し、令和5年9月4日（受付日）、本件減免申請拒否処分1及び2を不服として審査請求（以下「本件審査請求1」という。）をし、同月25日（受付日）、本件減免申請拒否処分3を不服として審査請求（以下「本件審査請求2」という。）をし、令和6年3月8日（受付日）、本件減免申請拒否処分4を不服として審査請求（以下「本件審査請求3」という。）をし、同年7月4日（受付日）、本件減免申請拒否処分5を不服として審査請求（以下「本件審査請求4」という。）をした。

（各審査請求書）

（8）審査庁は、令和7年11月7日、当審査会に対し、本件審査請求1から4までは棄却すべきであるとして本件の各諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

3 審査請求人の主張の要旨

（1）本件審査請求1について

ア 処分庁1に対して減額免除を請求する上で、経済的困難を証明するために、国民年金保険料の全額免除を証明するねんきん定期便等を同封したが、これでは認められないと回答が届き、個人情報である現在の領置金等残高証明書を送るよう補正を求められた。しかし、現在の領置金等残高証明書を送れという内容は、サイフの中を見せてくださいと言っているのと同じであり、個人情報であるから、他に証明として認められる書類を教示するよう求めたところ、処分庁1は、刑事収容施設にいる者は個人情報である領置金等残高証明書を提出するよう求めてきた。開示

実施手数料を納付する資力がないことを証明するには、現在持っている所持金の残高を証明する必要はなく、経済的困難を証明できればよいのであるから、ねんきん定期便等だけでも、経済的困難を証明する書類となるはずである。

したがって、本件減免申請拒否処分1及び2の取消しを求める。

イ 処分序1は、審査請求人に対し、令和5年6月5日付けの事務連絡を送付しておらず、審査請求人がその指示に従うことは困難である。

また、本件減免申請2について、審査請求人は支出予定を説明しているところ、書籍代金を立て替えてくれている家族に対して当該書籍代金を返済する必要があり、訴訟関係費用は民事裁判を提起しているため必要であり、書籍代は情報収集のために必要なものである。一方、処分序1は、刑事施設に収容されている審査請求人については、施設内において生活するために必要な日用品は国費をもって支給されていると主張しているが、支給されない物品は多数あるから、当該理由は失当である。

(2) 本件審査請求2について

ア 審査請求人は、刑事収容施設に在所しているため、収入がなく、開示実施手数料の減額免除を求め、ねんきん定期便等を疎明資料として送付したが、処分序2は、領置金等残高証明書を送付するよう補正を求めてきた。領置金等残高証明書を求めてくるのは、国の省庁の中で法務省系列だけであり、他の省庁では刑事施設に入っている事実やねんきん定期便を送ることで認められている。生活保護受給者は生活保護を受けていることを証明する書面を提出すればよく、処分序2が審査請求人に求めていることは、生活保護受給者に当該書面ではなくサイフの中身の金額や通帳などを見せろという裁量権を超えた要求である上、刑事施設収容者だけは別という政令も存在しておらず、明らかな職権濫用に当たるため、本件減免申請拒否処分3の取消しを求める。

イ 審査請求人が主張する上記の職権濫用とは、預貯金等の所持額に当たる領置金や作業報奨金の残高証明書の提出まで求めるのが異常ということである。作業報奨金は開示請求に使用することが一切認められていないので、意味がない。国民年金保険料が全額免除ということは、国が審査請求人を無職又は低所得者と認めているということであり、刑務所にいるから生活保護を受けられないだけである。

審査請求人は、告発状で、日用品の購入に使用した後の残金は800円

ぐらいになると伝えているのに、本件減免申請拒否処分3がされており、処分序2が何を基準としているのか不明である。

(3) 本件審査請求3について

ア 処分序1は、開示実施手数料を納付する資力がないことを証明する書面の提出がなされなかつたと主張しているが、処分序1から当該書面を送付するよう指示や教示を受けていないし、求補正書も届いていない。求補正書での指示や教示もせずに本件減免申請拒否処分4を実施したのは、嫌がらせである。正しい教示や指示を行い、その上で判断して開示実施手数料の減免の決定通知をしなければならず、本件減免申請拒否処分4の取消しを求める。

イ 上記(1)イは、本件審査請求3にも同様に当てはまる。

(4) 本件審査請求4について

ア 処分序1は、領置金残高証明書を提出しているのに開示実施手数料の減額をせず、他の省庁では減額を認めているのに職権で妨害を続けており、職権濫用であるため、本件減免申請拒否処分5の取消しを求める。

イ 上記(2)イは、本件審査請求4にも同様に当てはまる。

また、定期的な差し入れは、支給品の質が悪いことから物品を購入するために必要であることに加えて、訴訟で使用するためにも必要である。残高が1万円未満であれば、一般常識として経済的困難者であるから、免除すべきである。

第2 審査庁の各諮問に係る判断

審査庁の各諮問に係る判断は次のとおりである。

1 本件各減免申請拒否処分の妥当性について

本件各減免申請は、情報公開法16条1項の規定により開示請求をする者が納付しなければならない開示実施手数料について、同条3項の規定により経済的困難その他特別の理由があるときに認められる当該手数料の減額又は免除に関する申請であるところ、各処分庁は、本件各減免申請について、当該手数料を減額及び免除しない本件各減免申請拒否処分を行った。

審査請求人は、本件各減免申請拒否処分の取消しを求めており、各処分庁は、本件各減免申請拒否処分は妥当であるとしていることから、以下、本件各減免申請拒否処分の妥当性について検討する。

(1) 法の定め等について

情報公開法16条3項に定める「行政文書の開示を受ける者が経済的困

難により開示実施手数料を納付する資力がない」かどうかの審査については、適切な減免の実施という観点から、実質的な審査をすべきである。

(2) 審査請求人の資力の有無について

ア 各処分庁が領置金等残高証明書の提出を求めたことについて

刑事施設の被収容者においては、矯正施設に収容されていることをもって、国民年金保険料の免除が認められる場合があること、同様に、矯正施設に収容されていることをもって、住民税が非課税となる場合があること、刑事施設の被収容者は、収入がなくとも、入所時における所持金や外部の者からの金銭の差し入れによって領置金を所持することがあり、領置金の残高や金銭の差し入れ状況によっては、開示実施手数料を納付する資力を有していると認めるべき場合があること等を踏まえると、審査請求人について、国民年金保険料が免除されていること及び住民税非課税世帯等への緊急支援給付金に係る申請を行っていることを証する書面（ねんきん定期便等）だけでは、審査請求人が開示実施手数料を納付する資力がないとは認められない（なお、審査請求人から提出のあった「確認書の記入について」と題する書面については、審査請求人が住民税非課税世帯等への緊急支援給付金に係る申請を行っていることは確認できるものの、当該申請が認められたことを証するものではない。）。

そのため、各処分庁は、審査請求人に経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認めるべき事由があるか否かを判断するに際して必要な調査をするため、領置金等残高証明書の提出を求めたものであり、各処分庁の当該判断は、妥当性を欠くものとはいえず、肯定できる。

イ 本件減免申請拒否処分1及び4について

本件減免申請拒否処分1については、上記アのとおり、審査請求人から提出されたねんきん定期便等のみでは、資力を証明する資料とは認められなかったこと、また、本件減免申請拒否処分4については、審査請求人から資力を証明する資料の提出がなされなかつたため、それぞれ相当の期間を定めて、資力を証明する資料を提出するよう補正を求めたものの、何ら補正がなされなかつたことから、処分庁1は、審査請求人には開示実施手数料を納付する資力がないとは認められないと判断し、本件減免申請拒否処分1及び4を行っているところ、処分庁1の当該判断は、妥当性を欠くものとはいえず、肯定できる。

ウ 本件減免申請拒否処分2、3及び5について

審査請求人は、本件減免申請2、3及び5をした際に、開示実施手数料を納付する資力がないことの疎明資料として、領置金残高がそれぞれ33,517円、6,534円及び5,297円である旨の領置金残高証明書を提出している。他方、各処分庁は、審査請求人の資力の状況をより正確に把握するために申請人が収容されているE刑務所から領置金基帳（刑事施設収容者の領置金に係る支出等が記載された資料）を取り寄せており、審査庁においてこれを確認したところ、審査請求人は相応の領置金残高を有しており、また、審査請求人は定期的に金銭の差し入れを受けていたことが認められ、その額も、本件減免申請拒否処分2、3及び5に係る開示の実施を受けるのに必要な開示実施手数料を納付するのに十分なものと認められた（本件減免申請2、3及び5を行った直近の令和5年6月から令和6年5月までの期間に、合計146,000円の現金の差し入れを受けている。）。

これらの事情を総合考慮すると、本件減免申請2、3及び5の時点において、衣食住の基本的な日常生活を送るために必ずしも支出を必要としない刑事施設に収容されている審査請求人は、開示実施手数料を納付することができる資力を有していると認めるのが相当であり、開示実施手数料を減額し、又は免除すべき経済的困難その他特別な理由があったとは認められない。

（3）審査請求人の主張について

ア 審査請求人は、各処分庁が資力を証明する資料として、領置金等残高証明書の提出を求めたことについて、職権濫用であるなどと主張しているが、上記（2）アのとおり、各処分庁の当該判断は、妥当性を欠くものとはいはず、また、審査請求人の資力については上記（2）イ及びウのとおり、本件各申請時において開示実施手数料を納付する資力がないとは認められず、審査請求人の主張は採用することができない。

イ 審査請求人は、本件審査請求1に係る反論書において、領置金を別の用途で使用予定のため資力がない旨及び被収容者に貸与又は支給されない物品について購入する目的で領置金を使用する必要があるため資力がない旨を主張していると解されるが、被収容者には、刑事施設における生存に不可欠な衣類や食事など生活に必要な物品が貸与又は支給されているところ、なお自弁のものを使用又は摂取し、あるいは貸与又は支給されない物品について、自弁のものを使用又は摂取するという選択が認

められているものにすぎず、また、審査請求人の内心において領置金を他の目的に使用する意図があったとしても、審査請求人に各開示実施手数料を納付する資力があると認められる以上は、開示実施手数料の減免を受けることは認められず、審査請求人の主張は採用することができない。

2 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

3 結論

したがって、本件各審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）45条2項の規定により、棄却されるべきである。

第3 当審査会の判断

当審査会は、令和7年11月7日、審査庁から各諮問を受け、同月20日、同年12月4日及び同月11日の計3回、調査審議をした。

また、審査庁から、令和7年11月28日、主張書面及び資料の提出を受けた。

1 本件各諮間に至るまでの一連の手続について

(1) 一件記録によれば、本件では、本件審査請求1の受付（令和5年9月4日）から当審査会への諮問（令和7年11月7日）まで約2年2か月、本件審査請求2の受付（令和5年9月25日）から当審査会への諮問まで約2年1か月半、本件審査請求3の受付（令和6年3月8日）から当審査会への諮問まで約1年8か月、本件審査請求4の受付（令和6年7月4日）から当審査会への諮問まで約1年4か月もの期間を要しているところ、①本件各審査請求から審理員の指名（令和7年5月21日）までそれぞれ約1年8か月半、約1年8か月、約1年2か月半及び約10か月半を要している。また、②審査庁に対する審理員意見書及び事件記録の提出（令和7年9月17日）から当審査会への各諮問まで1か月半以上を要している。これらの理由について審査庁に照会したところ、①及び②について、担当部署においては、情報公開法及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づく開示決定等に対する審査請求の処理を行っているところ、上記審査請求の量が膨大であり、順次処理を行う中、本件各審査請求の確認、検討等に時間を要したためであると回答があった。

しかし、このような期間を要したことについて特段の理由があったとは

認められず、審査庁は、簡易迅速な手続の下で国民の権利利益の救済を図るという行政不服審査法の目的（1条1項）を踏まえ、審査請求事件の進行管理を改善することにより、事件の手続を迅速に進める必要がある。

(2) 上記（1）で指摘した点以外には、本件各審査請求から本件各諮詢に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件各減免申請拒否処分の適法性及び妥当性について

(1) 情報公開法施行令14条1項によれば、行政文書の開示を受ける者は、経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認められなければ、開示実施手数料の減額又は免除を受けることができない。

そこで、審査請求人に本件各減免申請時に各開示実施手数料を納付する資力があったか否かについて検討すると、以下のとおりである。

(2) 本件各減免申請時における審査請求人の資力の有無

ア 本件減免申請拒否処分1及び4について

審査請求人が処分序1の本件減免申請1及び4に係る求補正に応じず、領置金等残高証明書を提出しなかったことは、上記第1の2（2）才及び（5）才のとおりである。

この点について、審査請求人は、ねんきん定期便等によって、情報公開法施行令14条1項の経済的困難が証明されるのであるから、処分序1が個人情報である領置金等残高証明書の提出を要求することは、職権濫用であると主張する。

しかしながら、審査請求人のように、刑事施設の被収容者は、所得がないために国民年金保険料の全額免除や住民税の非課税の対象者に該当する場合があるとしても、刑事施設への入所時における所持金や外部からの金銭の差し入れにより、領置金を有することがあり得ること、そして、被収容者は、日常の生活費を支出する必要がないため、所得がない者であっても、金銭の差し入れの状況や領置金の残高の状況によっては、開示実施手数料を納付する資力を有していることがあり得ることから、行政文書の開示決定を受けた刑事施設の被収容者から開示実施手数料の減額又は免除を求める申請がされた場合には、国民年金保険料の全額免除が認められていこと等のみに基づいて、経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認めるることはできず、処分をする行政庁において、当該被収容者に対する金銭の差し入れの状況や領置金の残高の状況を考慮して、当該被収容者に開示実施手数料を納付する資力があるか否かを判断することに

は、合理性がある。

したがって、審査請求人の上記主張は採用できない。

そうすると、処分序1が、本件減免申請1及び4について、領置金等残高証明書が提出されなかつたことから、審査請求人が経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないか否かを判断することができないとして本件減免申請拒否処分1及び4をしたことは、裁量権の範囲を逸脱又は濫用したものと認めることはできない。

イ 本件減免申請拒否処分2について

審査請求人が、本件減免申請2に関して、処分序1に対し、本件開示実施手数料2（3, 670円）を納付する資力がないことの疎明資料として提出した本件領置金残高証明書1をみると、領置金の残高が令和5年7月20日時点で「33, 517円」であることから（上記第1の2の（3））、本件減免申請2の時点で、審査請求人には、本件開示実施手数料2を納付することができる十分な資力があつたものと認められる。

ウ 本件減免申請拒否処分3について

審査請求人が、本件減免申請3に関して、処分序2に対し、本件開示実施手数料3（2, 160円）を納付する資力がないことの疎明資料として提出した本件領置金残高証明書2をみると、領置金の残高が令和5年8月30日時点で「6, 534円」であることから（上記第1の2の（4））、本件減免申請3の時点で、審査請求人には、本件開示実施手数料3を納付することができる十分な資力があつたものと認められる。

これに対し、審査請求人は、処分序2に対して送付した告発状において、日用品の購入に使用した後の残金は800円程度になると伝えた旨主張するものの、処分序2に対して当該事実を証明する書面を提出していない。開示実施手数料を納付する資力の有無は、減免申請時点において判断されるものであり、申請者は、減免申請時に、経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないことを証明する書面を添付しなければならないとされていることから、処分序2は、補正を求めて提出された本件領置金残高証明書2に基づいて当該資力の有無を判断すれば足りるのであり、審査請求人の主張は、上記の認定を左右しない。

エ 本件減免申請拒否処分5について

審査請求人が、本件減免申請5に関して、処分序1に対し、本件開示実施手数料5（4, 550円）を納付する資力がないことの疎明資料として

提出した本件領置金残高証明書3をみると、領置金の残高が令和6年5月1日時点で「5, 297円」であることから（上記第1の2の（6））、本件減免申請5の時点で、審査請求人には、本件開示実施手数料5を納付することができる十分な資力があつたものと認められる。

なお、審査請求人は、本件減免申請5についても、上記ウと同様の告発状を送付したことを前提とする主張をしているが、当該申請について告発状を提出したと認めるべき証拠書類は見当たらないから、審査請求人の主張はその前提を欠き、採用できない。

オ したがって、上記アからエまでによれば、各処分庁が、本件各減免申請に対し、審査請求人から領置金等残高証明書が提出されなかつたことから審査請求人が経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないか否かを判断できないとして、又は開示実施手数料を納付する資力がなかつたものとは認められないとして、本件各減免申請拒否処分を行つたことは、妥当である。

（3）審査請求人のその他の主張について

ア 審査請求人は、本件減免申請2及び4の時点において、書籍代金の立替え、訴訟関係費用及び書籍代等を支出予定である旨記していたことについて、処分庁1が、刑事施設に収容されている審査請求人については、施設内において生活するために必要な日用品は国費をもつて支給されていると主張するものの、支給されない物品は多数あるから、当該主張は失当である旨主張する。

しかし、開示実施手数料を納付する資力の有無は、減免申請時点において判断されるところ、上記のとおり、本件減免申請2の時点においては、審査請求人に開示実施手数料を納付する資力があると認められる以上は、審査請求人の内心において領置金を他の目的に使用する意図があつたとしても、開示実施手数料の減額又は免除を受けることはできない。

なお、本件減免申請4については、審査請求人が、支出予定を記載した書面を送付したと認めるべき証拠書類は見当たらないから、審査請求人の主張は、その前提を欠き、採用できない（処分庁1の上記主張は、本件減免申請2に係るものであり、本件減免申請4については当該主張をしていない。）。

したがって、審査請求人の主張は採用できない。

イ 審査請求人は、本件減免申請1について、領置金等残高証明書の提出を

求める事務連絡の送付を受けていないし、本件減免申請4についても、領置金等残高証明書の提出の指示を受けておらず、求補正書も届いていないため、処分庁1は、正しい教示や指示を行い、その上で開示実施手数料の減免の決定をしなければならないと主張する。

しかし、審査請求人は、本件減免申請1に係る令和5年6月5日付けの「事務連絡」と題する書面を受けて、同月10日付けの回答書を提出した旨、当該回答書に明記しているから、本件減免申請1に係る審査請求人の上記主張は、その前提を欠くことが明らかであり、採用できない。

また、本件減免申請4に係る求補正書（令和5年9月7日付け）は、令和5年9月11日に審査請求人に交付されたことが認められる（書信表）から、本件減免申請4に係る審査請求人の上記主張も、その前提を欠き、採用できない。

3　まとめ

以上によれば、本件各審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの各諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第3部会

委 員	吉	開	正 治 郎
委 員	中	原	茂 樹
委 員	福	本	美 苗